

発議第6号

愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月26日提出

提出者 愛西市議会議員

鷺野聡明

賛成者 愛西市議会議員

・近藤武・大島功・大宮者満
・大島一平・杉村義弘・山岡幹雄
・堀田清・石崎たか子・八木一
・神田康史・大野則男・竹村仁司・高松幸雄

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

提案理由

この案を提出するのは、行財政改革及び社会情勢の変化に伴い、愛西市議会議員の定数を改正する必要があるからである。

愛西市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

愛西市議会議員の定数を定める条例（平成18年愛西市条例第31号）の一部を次のように改正する。

「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。